



**ため池等整備事業**  
**(ため池整備工事)**  
**(利活用保全整備工事)**

かのくち  
**鹿ノ口地区**

**農山漁村課**

# 本地区を選定した理由

- 本県のため池等整備事業は、老朽化したため池の補強工事を行う「ため池整備工事」を主に実施している。
- 本地区は、これと併せて地域資源の活用を行う「利活用保全整備工事」を実施しており、過去に実施した事例も少ないことから、事後評価地区として選定し、今後計画される地区に対して利点や課題の提起に活用する。

# 事業目的と事業実施の必要性

## ため池整備工事

老朽化した農業用ため池の堤体補強や洪水吐の整備を行うことにより、ため池の決壊を未然に防止し、下流域の人命・人家・公共施設等の安全を確保するとともに、安定した農業用水を確保し、農業経営の安定を図る。

## 利活用保全整備工事

地域資源の有効利用の観点から、ため池のしゅんせつ土を耕土として利用する。

(ため池整備工事と併せて実施することが要件。)

## 事業前のため池の状況

**堤体**：著しい漏水  
法面浸食の進行  
余裕高の不足  
**取水施設**：取水管の折損  
取水栓の老朽化  
**洪水吐**：断面の不足  
一部が土水路

ため池上流からの土砂流入により、著しい泥土の堆積  
(厚さ0.8m~1.2m)

貯水容量の不足

決壊の恐れ

# かのくち 鹿ノ口地区事業概要

## ため池の諸元

堤長  $L = 65\text{m}$ 、堤高  $H = 13\text{m}$ 、貯水量  $69.8\text{千}\text{m}^3$

工期	平成13年度～平成15年度	
受益面積	$A = 36.0\text{ha}$	
受益戸数	82戸	<当初計画事業費>
総事業費	149,000千円	<150,000千円>
（本工事）	129,600千円	<130,000千円>
（利活用）	19,400千円	<20,000千円>
事業内容		
（本工事）	堤体補強工 $L = 65\text{m}$	
	取水施設工 1式	
	洪水吐工 1式	
（利活用）	泥土しゅんせつ・運搬 $V = 3,881\text{m}^3$	
	整地工（農地22箇所、3.4ha）	

# 位置図及び地区の概要 (杵島郡江北町大字上小田)

集水範囲  
70.5ha

受益地  
36.0ha

ため池

想定被害区域  
40.0ha



ため池直下流の家屋等の状況



凡	例
受益地	
想定被害地	
集水範囲	

# 整備内容

## 堤体横断図

さやど  
鞆土  
(覆土)

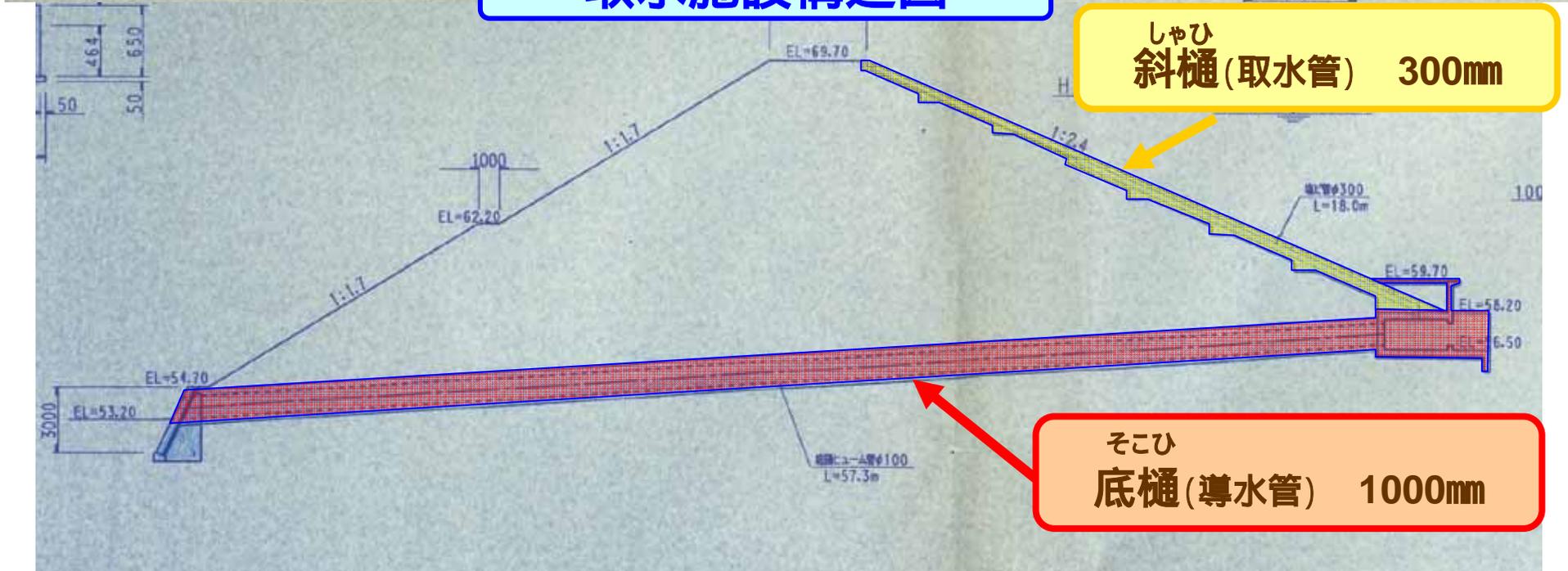
改修前の堤体

はがねど  
刃金土  
(遮水層)

## 取水施設構造図

しゃひ  
斜樋(取水管) 300mm

そこひ  
底樋(導水管) 1000mm



# 整備の状況（1）

整備前

堤体全景



取水施設(斜樋)



整備後



堤体補強工事、取水施設の改修

# 整備の状況（2）

整備前

泥土堆積状況



泥土しゅんせつ  $V = 3,881 \text{ m}^3$

整備後



# 整備の状況 ( 3 )

**整備前**

泥土受け入れ農地



段差あり

**整備後**

農地の狭地倒し



農地の嵩上げ



整地工 ( 農地22箇所、3.4ha )

# 地元住民の感想と被害防止効果

## 【事業実施による効果】

漏水が止まり、取水施設も改修されて操作がしやすくなった。  
ため池に溜まった泥土もしゅんせつされて、貯水容量が回復した。

## 【事業実施による課題】

法面保護に布製型枠ブロックマットが使われているが、凹凸があるため、草刈り機による管理がやりにくい。

## 【事業推進における苦勞】

泥土の受け入れ農地がなかなか決まらず、調整に苦勞した。

布製型枠ブロックマット



被害区分	想定被害額
農地被害 (耕土流出5ha、土砂埋没12ha)	154百万円
農作物被害 (干ばつ6ha、浸水・流出31ha)	34百万円
農業用施設被害 (水路2.4km、農道0.8km)	126百万円
住宅・公共施設被害 (全半壊家屋8戸、浸水被害17戸、 橋梁3箇所、町道0.9km、河川0.9km)	342百万円
合計	656百万円

被害の防止

# 維持管理の状況

かみおだ

- ため池管理団体 江北町上小田土木委員会
- 維持管理の実態 地域の7つのため池を一括管理  
年2回(5月、9月)堤体の草刈り管理  
用水時期の見回り管理

## 本地区の課題と反省

- 法面保護の材料は、施工の容易さから県で決定したものであるが、維持管理を行う地元の意見を考慮して決定すべきであった。  
**実施段階での地元関係者との意見交換が必要。**
- 利活用保全整備工事は、事前に受け入れ農地の調整ができていなかったため、当時の地元役員の方々がたいへん苦勞された。  
**計画段階での地元関係者の調整が必要。**
- しゅんせつ土の受け入れ農地のほとんどが区画整理が行われていたため、農地の嵩上げ高さに限度があり、広範囲の農地を対象としなければならなかった。  
**地域の状況を踏まえた計画策定が必要。**